

令和5年度事業計画

1 事業運営の基本方針

我が国の総人口(2022年9月15日現在推計)は、前年に比べ82万人減少している一方、65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)人口は、3,627万人と前年(3,621万人)に比べ6万人増加し、総人口に占める割合は29.1%(前年比0.4%上昇)と高齢者人口・高齢化率とも過去最高を更新しています。

高齢者人口を詳しく見ると、75歳以上人口は、総人口に占める割合が初めて15%を越えました。これは、いわゆる「団塊の世代」(1947年~1949年生まれ)が2022から75歳を迎え始めたことによると考えられます。

このような中、新型コロナウイルスは3年が経過し、国内ではワクチン接種も普及し、少しずつ従来の生活に戻りつつありますが、高齢者や基礎疾患がある方は重症化リスクが高く、引き続き感染防止対策が求められています。

現在の経済状況をコロナ以前に戻すには、経済活動の再開が喫緊の課題であり、シルバー人材センターとしては、再開にむけた体制づくりを進めているところです。

高齢者の多様な社会参加の受け皿としてシルバー人材センターは重要な役割を担っていますが、公益社団法人として設立後11年目を迎える潮来市シルバー人材センターでは、コロナ後の社会活動に貢献するため、徹底した感染防止対策を取りながら地域貢献活動を進めてまいります。

そして、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会活動の機会を設け、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と社会福祉の向上、地域の活性化を進め、より多くの高齢者に就業の機会を提供するため、潮来市をはじめ各種団体と連携を図りながら会員数の拡大を図るとともに、就業機会の確保に取り組んでまいります。

これらのことを踏まえ、本年度は次の事業を進めてまいります。

II 重点事項

- 1 事業所訪問等を実施し、就業開拓を推進する。
- 2 「会員一人一会員増」をスローガンに会員の拡大を図る。
- 3 パンフレット等を活用し普及啓発活動を推進する。
- 4 安全就業・適正就業の強化を図る。
- 5 後継者育成や研修によるスキルアップ(能力、技術を上げる)をとおして就業の質の向上を図る。
- 6 行政や地域の諸団体と連携し、高齢者の生活支援や地域のニーズに即した事業の展開を図る。
- 7 シルバー人材センターの原点に戻り、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、独自事業の展開を図る。

III 事業実施計画

1 就業開拓事業

(1) 受託事業について

- ① 受託先の積極的な開拓と受注した作業を着実に実施してまいります。
- ② 女性会員就業の場の拡大を図るため、新たな就業先を開拓し受注増を図ります。
- ③ センターの利便性を活かし、小規模事業との連携を図る事業展開を進めます。
- ④ 就業機会の公平化と適正に努め、就業率の向上を図ります。

(2) 独自事業について

- ① 既実施の独自事業を引き続き実施します。
あやめ笠製作販売、まこもたけ栽培販売、手工芸製品製作販売。
- ② 茨城県伝統工芸品指定あやめ笠づくりを続けるため、市と協力しながら、後継者育成に努めます。
- ③ 新たな独自事業に取り組むために、調査研究等を行います。

(3) 労働者派遣事業について

- ① 労働者派遣法に基づくシルバー派遣事業を推進します。

(4) 事業所等への訪問活動について

- ① 理事・総務委員等により事業所等を訪問し受注拡大を図ります。
- ② 会員就業事業所における就業状況の確認を行います。

(5) 就業情報提供事業について

- ① 会報「よしきり」(毎月発行)
- ② 事務所入り口掲示板への掲載
- ③ 至急の就業情報(会員へ電話による情報提供)

2 調査研究事業について

(1) 役員等研修について

- ① 茨城県シルバー人材センター連合会主催の役職員研修会
- ② 関東ブロック協議会主催の役職員研修会
- ③ 鹿行ブロック主催の研修会

3 相談事業について

(1) 入会説明会について

- ① 入会説明会を毎月2回開催し、高齢者の入会を促進します。

(2) 個別相談

- ① 会員及び一般高齢者への電話等による相談を随時行います。

4 研修・講習事業について

(1) 技術を高める講習について

- ① 新入会員等の希望者を対象に、刈払機の使用法、施設管理のノウハウ等の講習会を実施します。
- ② 県シ連、鹿行ブロック主催の研修会等に積極的に参加します。

5 普及啓発事業について

(1) 市広報紙への記事掲載

① 会員募集、センター事業の紹介などの記事掲載を依頼します。

(2) 機関紙の発行について

① 広報紙「白銀」を年1回発行し、全戸配布します。

② 会報「よしきり」を会員向けに毎月発行します。

(3) 会員による啓発活動について

① 全会員による入会希望者の勧誘に努めます。

(4) ボランティア活動について

① 毎月第4土曜日を「シルバーの日」と定め、公共施設等の除草・草刈り・清掃作業を実施します。

(5) 地方公共団体等のイベントへの積極的な参加

① 地方自治体・各種団体などが主催するイベントへ積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施します。

(6) 会員の入会活動促進事業について

① 会員募集等のパンフレット等を市役所、公民館等へ配置します。

② 毎月第1、第3月曜日に、理事2人による入会希望者説明会を実施します。

(7) ホームページによるセンターの情報公開について

① ホームページによりセンターの各種情報の発信と情報の更新を図ります。

(8) リーフレットによる啓発について

① 役職員で大型店舗等の店頭やイベント会場でのリーフレットの配布

② リーフレットを全戸配布し普及啓発を図ります。

6 安全・適正就業推進事業について

(1) 安全就業だよりの発行について

① 事故の発生状況、事故防止対策等に関する「安全就業」の記事を、会報「よしきり」に随時掲載します。

(2) 安全標語に関する表彰について

① 安全意識の高揚のため「安全就業の部」及び「交通安全の部」の標語を会員から募集し、理事・監事会で選考の上、「シルバーの日」に表彰します。

(3) 事故防止対策事業について

① 毎月第2火曜日開催の安全衛生委員会で、会員の就業現場を巡回パトロールして、安全就業等の確認・指導等を行います。

② 安全衛生委員が班長会議等に参加し、安全保護具の着用や作業機械の安全な取り扱いを指導します。

③ 安全就業基準に基づく安全保護具の着用について、新入会員研修会、作業班会議で指導します。

④ 作業に使用する機械器具の安全点検を実施します。

⑤ 高齢者ドライバーの重大事故が全国的に相次いで発生している状況から、交通安全についての各種研修会に参加し、運転技術の維持・向上を図ります。

(4) 安全に関する講習について

① 新入会員研修会(隔月)での安全就業研修会を実施します。

② 刈払機の取り扱い講習会を実施します。

(5) 安全・適正パトロールについて

① 毎月第2火曜日に、安全衛生委員による就業先巡視及び指導を実施します。

(6) 適正就業ガイドラインについて

① 平成28年9月に、厚生労働省職業安定局で作成されたシルバー人材センターで働く高齢者の適正な就業を確保するため、シルバー会員及び職員が留意すべきポイントをまとめた「シルバー人材センターにおける適正就業のためのガイドライン」の周知徹底を図り、会員の適正な就業の確保に向けた取り組みを実施します。

7 組織活動・事務局体制について

(1) 定款に基づく定時総会、理事・監事会の開催と監査を実施します。

(2) 総務委員会、安全衛生委員会を開催し、適正な運営を目指します。

(3) 地域班による地区懇談会を開催し、会員の共通理解、交流及び組織の体質強化に努めます。

(4) 役職員研修を実施し、組織活動の活性化を図ります。

(5) 事務局の事務処理の効率化を図ります。

(6) 諸経費削減を進めると共に、費用対効果を考慮した事業展開を図ります。